

音源使用手続きについて(バトントワーリング部門)

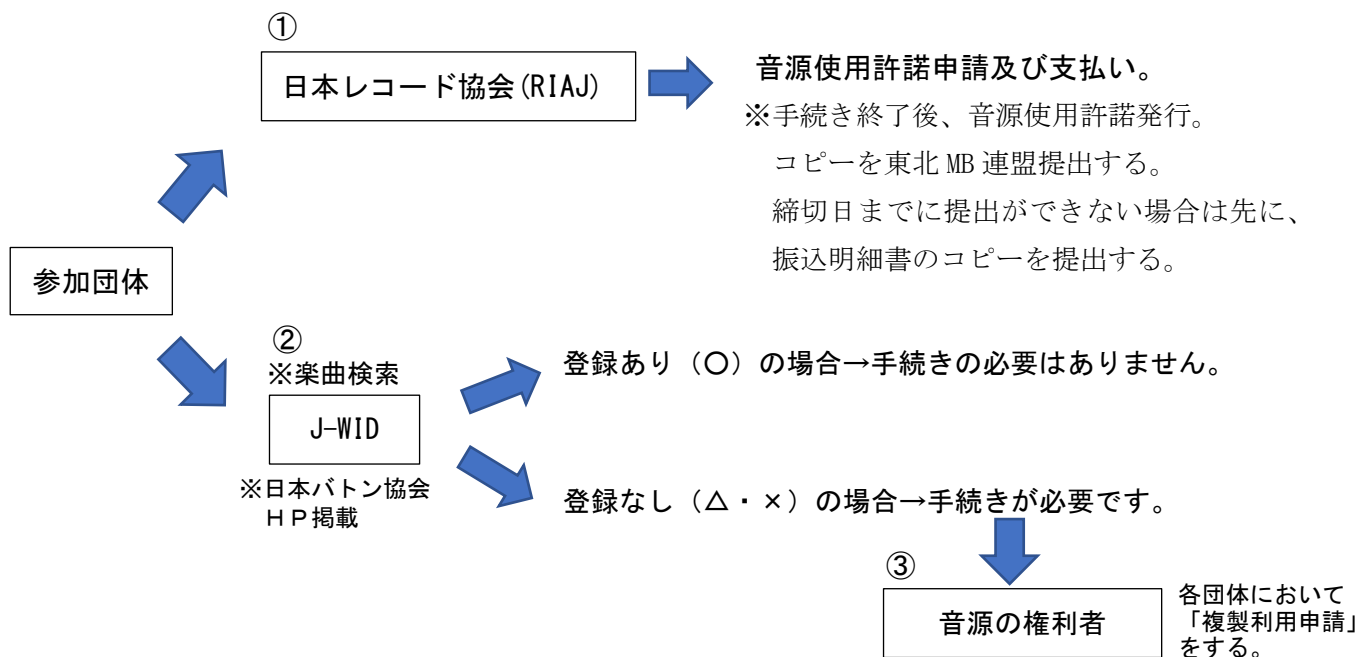
【音源使用の許諾申請】

- ① 各団体において、一般社団法人日本レコード協会等へ書類を提出し、音源使用の許諾申請を行う。(出場催事分を申請する。)

【ビデオグラムの申請】

- ② 音源が一般社団法人日本音楽著作権協会(JASRAC)の管理楽曲かを調べるために、一般社団法人日本バトン協会ホームページ掲載のJ-WID(ジェイウィッド)にて、作品コードの検索(<http://www2.jasrac.or.jp/eJwid/>)を行う。
- ③ 詳細をクリックし、管理状況(利用分野)の「ビデオ」の欄を確認する。
 - ・○が付いていれば、管理(登録)楽曲となる。
 - ・△や×がついている場合は、各団体が権利者に直接「複製利用申請」の手続きをし、許諾を得る。そして、許諾書のコピーを参加申込の際に提出する。

※手続きに時間がかかる場合は、大会事務局まで連絡ください。



【大会事務局への提出書類】

- 音源使用許諾書のコピー(バトントワーリング部門に参加する全団体)
- 権利者が発行した複製利用申請の許諾書のコピー(管理状況が△や×の音源を利用する団体)
 - ※手続きに時間がかかる場合は、大会事務局まで連絡ください。
- 録音利用明細書(まだ手続きを行っていない団体)
 - ※県大会で録音利用明細書を提出している団体は、今回改めて提出する必要はありません。